

# 外国人との離婚による氏の変更届

(戸籍法107条3項の届)

令和 8 年 6 月 1 日 届出

在ハンブルク日本国 ~~大使~~ 殿  
総領事

受理	令和	年	月	日
第		号		
通知(送付)	令和	年	月	日
第		号		
書類調査	戸籍記載	記載調査	附票	住民票
				通知



(フリガナ) 氏を変更する人の氏名	ミユラー ハナコ (変更前) 氏 名 ミユラー 花子		平成2年10月1日生
住所	ドイツ連邦共和国ハンブルクハンブルク市マリエンターラー通り76		
本籍	東京都千代田区霞が関二丁目2		番地 <del>番</del>
(フリガナ) 氏	変更前 ミユラー	変更後 ガイム	外務
婚姻を解消した配偶者	氏名 ミユラー ハンスパウル		
婚姻解消の原因	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 婚姻の取消し <input type="checkbox"/> 配偶者の死亡		
婚姻解消の年月日	令和8年4月1日		
氏を変更した後の本籍	(氏を変更する人の戸籍に他の人がある場合のみ書いてください) 外務花子の新しい戸籍が編製されますので、新本籍を記入してください。 東京都千代田区霞が関二丁目2 番地 <del>番</del>		
その他	次の人の父母欄の氏を更正してください 同じ戸籍にある 長女 幸子  この届出により、子「幸子」の母の氏名欄の記載は「外務花子」に更正されます。 なお、母花子について新しい戸籍（筆頭者：外務花子）が編製されますが、 子は現在の戸籍（筆頭者：ミユラー花子）に残り、親子は別戸籍となります。 子を母の新しい戸籍に入籍させる場合は、別途「入籍届」の提出が必要です。		
届出人署名 (※押印は任意) (変更前の氏名)	ミユラー 花子		印

**記入の注意** 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。  
この届書の本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本が必要ですから、あらかじめ用意してください。

(届出人の連絡先及び電話番号

Musterstr. 10, 20095 Hamburg  
Tel. 040-0000 0000